

仙台地方裁判所委員会（第17回）議事概要

1 開催日時

平成21年11月13日（金）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

仙台地方裁判所第5会議室

3 出席者

（委員） 卯木 誠，氏家 悟，遠藤浩一，大淵憲一，桂川 実，
官澤里美，熊谷睦子，今野 薫，福土博公，福富哲也，
本田紀子，三輪和雄，三浦絢子，武藤伸子
（50音順，敬称略）

（説明者） 久保田事務局長，長嶺刑事首席書記官，佐々木事務局次長，
川井刑事次席書記官，小林裁判員調整官，渡邊刑事部主任書記官

（庶務） 小野総務課長，後藤総務課課長補佐，富田総務課庶務係長

4 議事等（委員長，委員，説明者）

（1）委員長の選任

地方裁判所委員会規則6条1項に基づき，互選により三輪和雄委員が委員長に選任された。

委員長は，同条3項に基づき，卯木誠委員を委員長代理に指名した。

（2）裁判員制度の運用状況について

仙台地裁における第1号事件の概要説明

（3）裁判員裁判で使用する各室の見学及び説明

裁判員候補者待合室，質問手続室，評議室，102号法廷（裁判員法廷）の順に見学し，手続の流れに沿って説明した。

（4）意見交換

説明の中にあつた「呼出」や「出頭」という言葉は，どうしても悪いことをして呼ばれたという印象があるので，他の言葉に置き換えることはできないか。

どちらも法律上の用語であり，例えば，要件を満たした「呼出」でなければ，その効力が発生しないという場合もあるので，どちらの言葉も使わざるを得ない。

候補者に送る書面には，タイトルを「裁判員等選任手続期日のお知らせ（呼出状）」として「お知らせ」という言葉を前面に出している。また，本文でも「出頭」という言葉は使わずに「お越してください」と記載している。候補者への口頭

での説明の際も「呼出」や「出頭」という言葉は使わずに「出席いただいた」などと丁寧に説明している。

裁判員選任手続においては、検察官や弁護人が裁判員に選任しないよう請求できるとのことだが、裁判員に選ばれなかった人に対して、選ばれなかった理由を伝えているのか（指名か、くじか。）。また、検察官や弁護人が裁判員に選任しない人を指名するのはどういう場合か。

選ばれなかった理由については、候補者の心情に配慮して伝えていない。なお、辞退を希望して認められた人に対しては、依然としてその年の候補者名簿に載ったままになることから、その旨を書いたメモを渡している。

個人的には不選任の理由を伝えた方がよいと思う。

検察官の立場から言えば、どういう場合に理由を示さない不選任請求をするかはケースバイケースだが、いかにも偏見を持っていそうな人や、公平な判断ができなさそうな人という感触を得た場合だと思う。

弁護人の立場でも同様である。

外見からは分からない精神疾患等の個人的な事情についてはどのように把握するのか。

候補者名簿に載ったことを通知する際の「調査票」や、各事件ごとの期日通知の際の「質問票」に、その具体的事情と辞退希望の旨を記載してもらえば、あらかじめ裁判所が辞退を認めるかどうかを判断することになる。

裁判所では、候補者の方の負担を軽くするために、何人の候補者を選んだらよいか頭を悩ませているところである。仙台地裁における最初の裁判員裁判では、候補者の出席率が高かったが、それをどのように分析したらよいか。

マスコミが強調し過ぎとの議論もあるが、不出頭に対する罰則があるからだと思う。

裁判所としては、不出頭の場合の罰則については強調していない。あくまで法律上の義務ですから出席してくださいといったレベルで広報を行っている。

調査票の段階で、やる気の濃淡を把握できるようにすればよいと思う。せっかくやる気で来たのに初日の昼で終了というのもかわいそうだ。そのあたりも、見直しの際、議論すればよいと思う。

現在は、やる気の有無にかかわらず参加してもらい、様々な意見を取り入れるという制度になっている。

今後、裁判員裁判で審理される事件が増えるにつれて、注目度も下がり、不出頭を放置しておけば出席率も下がってくると思われる。出席率維持のためには、欠席者に対して追跡調査を行い、欠席の理由等を把握しておくべきだと思う。

裁判員裁判の円滑な実施のために、法曹三者が工夫している点、これまでの取組等について伺いたい。

